

議案第10号

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部改正について

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和5年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(交通法規の遵守等) 第5条の2 略 2 職員は、 <u>国内</u> で自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。	(交通法規の遵守等) 第5条の2 略 2 職員は、 <u>県内</u> で自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。